

○加東市部活動あり方検討委員会設置要綱

令和5年2月24日
教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 加東市立中学校及び義務教育学校における部活動の段階的な地域移行について検討するため、加東市部活動あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 部活動の現状と課題に関すること。
- (2) 部活動のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 体育・スポーツ又は文化に関する団体の代表
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者の代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長の指名により選任する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上特に必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、加東市教育委員会事務局教育振興部生涯学習課及びこども未来部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

部活動地域移行に係るこれまでの動き

	日程	内容	備考
1	R4. 7	教職員への意識調査	〔※1〕
2	R4. 8	教職員への概要説明	
3	R5. 1	加東市内保護者あて文書配布	〔※2〕
4	R5. 4. 14(金)	加東市スポーツ協会三役会 概要説明	【資料1】 【資料2】 【資料3】 【資料4】
5	R5. 4. 19(水)	加東市スポーツ協会総会 概要説明	
6	R5. 4. 28(金)	加東市文化連盟執行部会 概要説明	
7	R5. 5. 20(土)	加東市文化連盟総会 概要説明	
8	R5. 5. 31(水)	加東市スポーツ少年団本部総会 概要説明	
9	R5. 6. 15(木)	スポーツクラブ 21 加東市連絡協議会総会 概要説明	
10	R5. 6. 16(金)	加東市スポーツ推進委員月例会 概要説明	
11	R5. 6. 22(木)	社会教育委員の会議 概要説明	
12	R5. 7. 7(金)	第1回加東市部活動あり方検討委員会	

〔※1〕 教職員への意識調査[n=68]

土日の部活動について

- (1) 地域や外部指導者にお願いしたい。〔64.7%〕
- (2) 地域や外部指導者が無理な場合は、自分が指導する。〔17.6%〕
- (3) 土日でも自分が指導するが、外部指導者に一緒に指導してほしい。〔13.2%〕
- (4) 土日でも自分が指導したい。〔4.5%〕

〔※2〕 今後のスケジュール予定

年度	加東市の動き	部活動の動き
令和5年度 令和6年度	 <p>「加東市部活動の在り方検討委員会（仮称）」を設置 ・今後の方向性や成果・課題等について検討・協議</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・教員 ・部活動指導員の増員 ・部活動外部指導者
令和7年度	 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行開始 ・土日から 	 <ul style="list-style-type: none"> ・土日：地域人材による指導（希望教員による指導も可） ・部活動再編成（合同チーム等）

※令和7年度から、土日等休業日の部活動を段階的に地域へ移行する。

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アテイト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

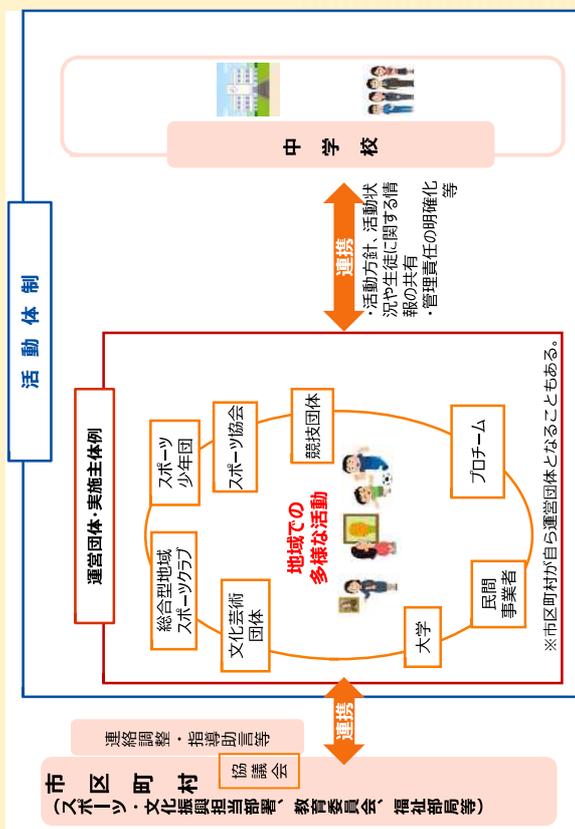
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等





総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組み必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方」とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

- (主な内容)
- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
 - ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
 - ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
 - ・ 週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
 - ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
 - ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
 - ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
 - ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
 - ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
 - ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
 - ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
 - ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組み体制など、**段階的な体制の整備**を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
 - ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

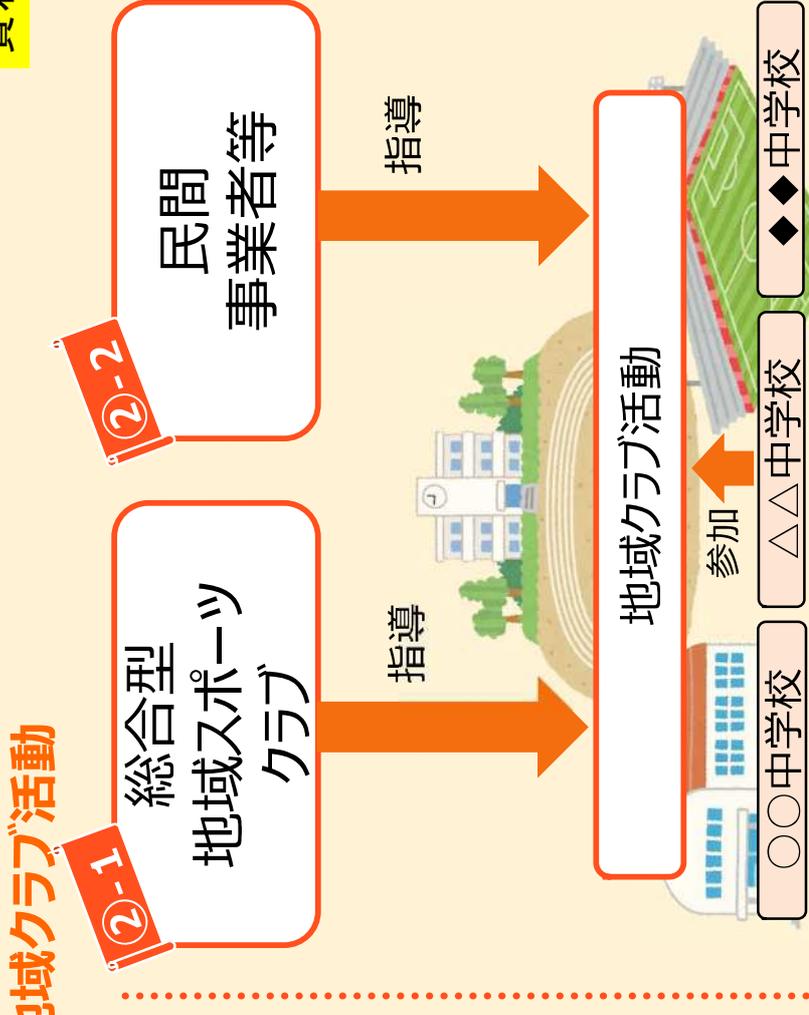
IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

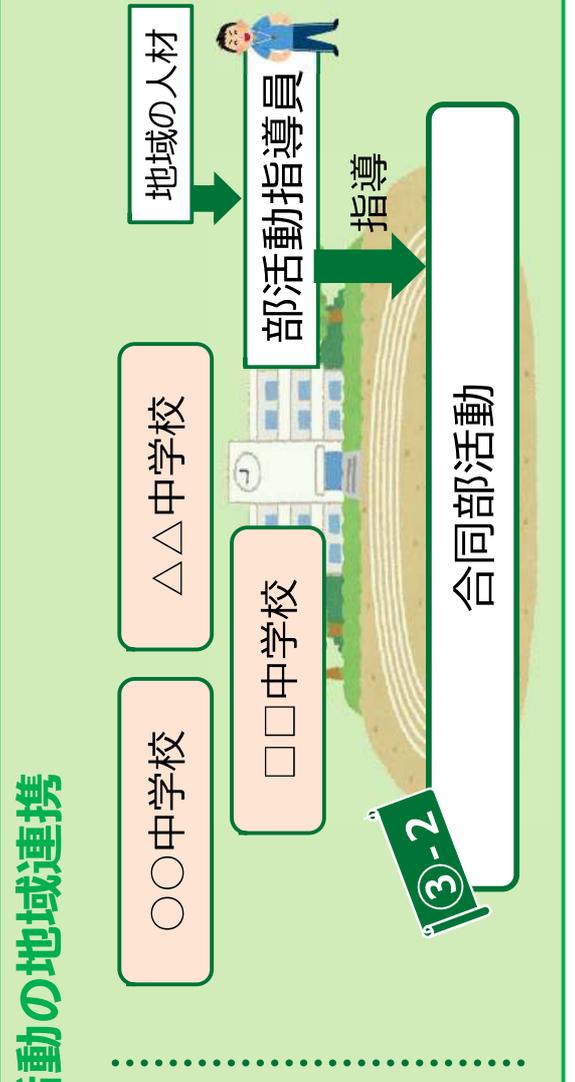
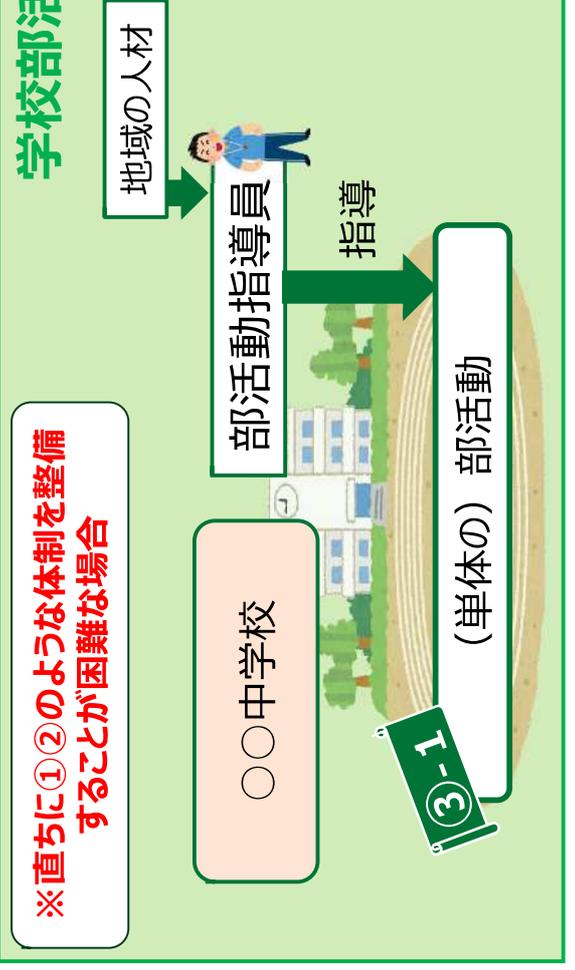
(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二ーズに対応した機会を設ける等）

休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携



保護者様

加東市教育委員会

中学校部活動の地域移行について

平素は学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

中学校部活動については、これまで教員を中心に指導してきましたが、今後は地域移行を図ることが国から示されました。加東市では、令和5年度に検討委員会を設置し、加東市の子どもや地域の現状に応じた地域移行の形を検討していきます。

令和5年度から令和6年度は、現状の部活動を維持しますので現在の中学校・義務教育学校後期課程の生徒に大きな影響はありません。部活動指導員や部活動外部指導者を増員し、指導の充実を図ります。令和7年度の新中学校1年生・義務教育学校7年生から地域移行による運営を計画しています。具体的には、土日等の休業日の活動を地域へ移行するものです。

学校と地域との連携・協働により部活動を進めていくにあたり、地域や保護者の方々におかれましても、指導者として一緒に関わっていただくことが考えられます。ご協力いただける方がありましたら、ぜひご協力願います。

なお、今後、新たに国から方針が出される際は、順次対応してまいります。

記

1 今後のスケジュール予定

年度	加東市の動き	部活動の動き
令和5年度	 <p>「加東市部活動の在り方検討委員会（仮称）」を設置 ・今後の方向性や成果・課題等について検討・協議</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・教員 ・部活動指導員の増員 ・部活動外部指導者
令和6年度		
令和7年度	 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行開始 ・土日から 	 <ul style="list-style-type: none"> ・土日：地域人材による指導（希望教員による指導も可） ・部活動再編成（合同チーム等）

※令和7年度から、土日等休業日の部活動を段階的に地域へ移行する。

2 その他

加東市では、教員に加え、部活動指導員（技術指導だけではなく、顧問と同様に引率や単独での指導が可能）を8名、部活動外部指導者（主に技術指導が中心）を3名配置〔R5.1現在〕し、指導にあたっています。令和5年度においては、部活動指導員の数を増員する予定です。

また、今後は部員の数により合同チームによる運営等、多様な運営の形が考えられます。

【問い合わせ先】 加東市教育委員会 学校教育課 TEL 43-0541 FAX 43-0559

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※7人制・アソシエイト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

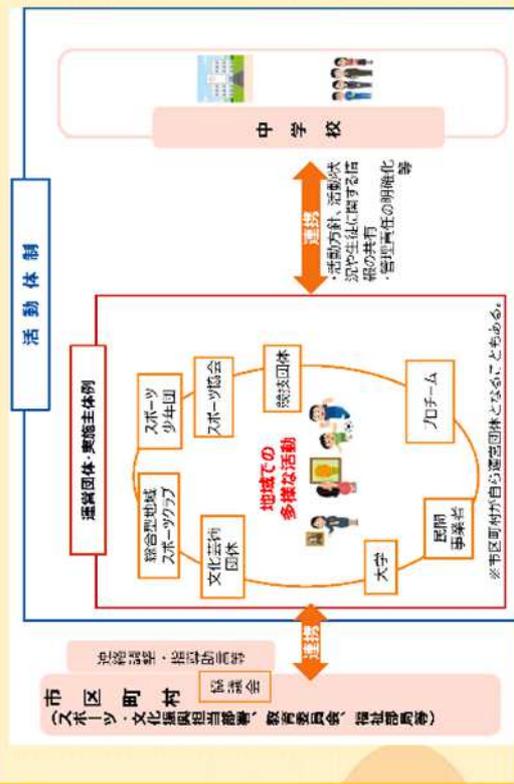
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



【スポーツ庁ホームページから】